総合特別区域の進捗に係る事後評価［アジア拠点化・国際物流分野］

平成28年度

正

準

さがみロボット産業特区［指定：平成25年2月、認定：平成25年6月］

正：平成28年3月末までに計画が認定された地区／準：平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）＋ⅱ）の平均値　（4.0＋4.3）／2＝4.2　**4.2**

ｉ）取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

番号	評価指標	進捗度	評点
1	特区発ロボットの商品化状況	150%	5
2	実証実験等の実施件数	200%	5
3	ロボット関連事業所の集積割合	54%	2

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×2＋4×0＋3×0＋2×1＋1×0）／3＝4.0　**4.0**

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ⅱ）取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　**4.3**

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ｉ）、ⅱ）、ⅲ）の平均値　（4.5＋3.3＋4.5）／3＝4.1　**4.1**

ｉ） 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置

（事項）
医療機器製造販売承認等の手続の円滑化
（概要）
厚生労働省から、企業等がロボットの実証実験にあたって医療機関に協力を求めることや、医療関係者に対してロボットのデモンストレーションを行うことについて医薬品・医療機器等法上の運用等が示され、実施に係る条件の詳細を確認できたことにより、各種ロボットについての薬事相談や、医療関係者が協力しての実証実験等を円滑に進めることができた。

（事項）
利用できる周波数帯や利用場所の拡大及び手続の円滑化
（概要）
総務省から、電波のシールドが一定の条件を満たせば、実験試験局の免許なしでUWB帯を使った屋外実証も可能との見解が示されたことを踏まえ、平成26年2月に行った実証の成果を活用し、被災者探索ロボットの実用化を進めてきた。
また、協議を通じて構築された総務省との連携体制の下、同省が開始した災害対応ロボットの電波利用円滑化に関する検討に県も参画している。

（事項）
道路使用許可手続の簡略化
（概要）
警察庁から、県警本部との調整により道路使用許可に係る許可期間の延長は可能との見解が示された。平成28年度は、結果的に直接の活用事例は無かった。また、許可期間の延長が行われてきた中で県警本部等との意思疎通が円滑となっており、平成27年度にロボットタクシーの公道実証を実現することができた。

（事項）
「県版特区」の推進
（概要）
国土交通省から、「市街化調整区域に工場等が立地する場合の開発許可基準の緩和」や「市町村が地区計画を定める場合における都道府県協議の廃止」について、一定の条件の下で地域独自の緩和が可能との見解が示されたことにより、平成26年度から開始された県が権限を持つ土地利用に関する規制を見直す「県版特区」を引き続き推進することができた。

（事項）
「超音波診断ロボット」を活用した遠隔診療
（概要）
厚生労働省から、一定の条件の下で遠隔診療に「超音波診断ロボット」を活用可能との見解が示されたため、事業者において本格的に同ロボットの実用化に取り組むことが可能となった。平成25･26年度の実証に続き、平成27年度からは更なる改良に向けて、医療機関との共同研究を開始しており、平成28年度も同取組を継続し、機器の改良に取り組んでいる。

（事項）
介護ロボットへの介護保険適用の促進
（概要）
本件に係る国との協議後、本県知事も参画した国の「ロボット革命実現会議」における議論等を経て、従来は3年に1度であった同手続きが平成27年度から随時受付とされたことから、平成26年度の5件に続き、平成27年度は1件、平成28年度は1件のロボットについて提案を行うことができた。

専門家による評価の平均値 4.5

ⅱ）財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値 3.3

ⅲ）地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値 4.5

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））　4.5

・特区の計画の方向性そのものは妥当であり、また進捗状況も全体的に順調であると思われる。

・特区発のロボット商品化について、過去3年間の実績の中で、開発企業支援の方法とロボット商品化のプロセスを確立し、そのノウハウを活かして目標以上の実績を上げられたことと、複数の実証実験の支援プロジェクトの着実な実施による相乗効果で目標以上の成果が上げられていることは高く評価される。

・事業所件数について、集積に結びついていないことは、ロボット産業が相模地域に根付くかどうかという点で懸念が残る。平成27年度同様、土地の取得に際し、他業種との競争で厳しい環境になっていることが原因の一つとの自己評価があるが、この指標の数値目標を達成するためには、集積の伸び悩みの原因を分析するとともに、他の取り組みに加え、圏央道開通も踏まえ製造業が立地しやすい環境をどう整えていくのか（物流施設等の立地条件の改善）を具体的に検討する必要がある。

・相模地域の経済の活性化に寄与しているなら，その点についても説明が欲しい。逆に寄与していないなら、それは効果が局所的であることを示唆している。高評価となっているだけに、この成果をどう地域に広げていくかについても検討して欲しい。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値 4.5

総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算（4.2＋4.1＋4.5×2）／4＝4.3

4.3

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。